

(3) 教育上特別の支援を必要とする子どもとは ～特別支援教育の理念と気づきの観点～

(a) 特別支援教育の理念

「教育上特別の支援を必要とする子ども」とは誰を対象としているのか、もう一度、特別支援教育の理念を確認する必要があります。

平成19年に出された文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」の中で次のように述べています。

特別支援教育は、**障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点**に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、**特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校**において実施されるものである。

さらに、**特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎**となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

<下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記>

(b) 学校教育法に規定されている特別支援教育

特別支援教育については、学校教育法の第8章(第72条から第82条)に規定されており、各学校における特別支援教育は、第81条に規定されています。

学校教育法第81条第1項

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号*¹のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第81条の中で、該当以外の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対しても特別支援教育の対象としています。つまり、通常の学級でも、教育上特別の支援を必要とする児童生徒がいた場合は、特別支援教育の対象となります。

このことについて、平成29年3月に文部科学省から出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」では、次のように述べています。

必ずしも、医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというのではなく、児童等の教育的ニーズを踏まえ、後述の校内支援委員会等により「障害による困難さがある」と判断された児童等に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。

*1：学校教育法第81条2において、「一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」としています。

(c) 通常の学級での気付きと理解

通級による指導を受けている児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童等が6.5%程度の割合で在籍していることが明らかになっています（平成24年文部科学省調査）。その早期の気付きのために、平成29年3月に文部科学省から出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、「早期の気付きと正しい理解」として次のように述べられています。

発達障害をはじめとする見えにくい障害については、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等のつまずきや困難の状況を早期に発見するため、児童等が示す様々なサイン^{*2}に気付くことや、そのサインを見逃さないことが大切です。

*2 本ガイドラインの参考資料③としても掲載している平成24年文部科学省調査質問項目にも、気づきのサインや実態把握の観点が掲載されています。児童等の観察する際の参考指標となるため、確認しておくことで早期の発見につながります。

(d) 気付きのサインと実態把握の観点

平成24年文部科学省調査質問項目を参考に、気付きのための大まかな観点について例を挙げていきます。

例

【学習面の困難に関する実態把握の観点】

- 「聞く」こと
- 「話す」こと
- 「読む」こと
- 「書く」こと
- 「計算する」こと
- 「推論する」こと



【行動面の困難に関する実態把握の観点】

- 「不注意」に関すること
- 「衝動性」に関すること
- 「多動性」に関すること
- 「対人関係やこだわり等」に関すること

こうした観点をもとに、ケース会議等で実態把握を行うことで、支援につながりやすくなります。

もう少し詳しい実態把握については、第Ⅱ章ー2(4)『気付き、つながりを助けるコーディネートアイデア(例)』(74p～)にて紹介しています。



僕のこと 私のこと
気付いて欲しい 分かって欲しい